

# 平成19年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成19年5月18日  
茨城県総務部市町村課

## 1 予算の特徴（総合予算編成団体）

44団体のうち骨格予算を編成した3団体（取手市，茨城町，五霞町）を除く41団体が総合予算を編成している。（平成19年3月末時点）  
 （注：骨格予算編成団体は通年の予算比較ができないため，以降の予算規模等の比較等については，総合予算編成41団体分による。）  
 平成19年度の県内市町村の予算規模は，884,475百万円で，対前年度比0.2%の減となっている。  
 特徴としては，

- ・ 三位一体の改革による税源移譲(所得税から住民税へ)及び景気回復を反映した地方税の増，地方交付税（臨時財政対策債を含む）の抑制
- ・ 財源不足に伴う投資的経費等の削減
- ・ 財源不足を補てんするための多額の基金取崩し

等が挙げられる。  
 予算規模が前年度に比して減少している団体は，26団体（昨年度は44団体中15団体）となっている。

【当初予算規模】 (単位：百万円，%)

区 分	当 初 予 算 額				地財計画 対前年度 増加率
	総合予算総額（41団体）		当初予算総額（44団体）		
	当初予算	対前年度 増加率	当初予算	対前年度 増加率	
H19	884,475	0.2	929,256	0.5	0.0
H18	886,481	1.0	933,664	1.0	0.7

【暫定・骨格予算編成団体】

	暫定予算編成団体	骨格予算編成団体
H17	取手市，筑西市，坂東市，稲敷市， かすみがうら市，利根町	なし
H18	下妻市，高萩市，笠間市， つくばみらい市，小美玉市，城里町	なし
H19	なし	取手市，茨城町，五霞町

## 2 主な歳入（総合予算編成団体）

- ・ 地方税は、市町村民税の増加により10.2%の増（地財計画では+15.7%）となっている。
- ・ 地方譲与税は、所得譲与税の廃止により55.7%の減（地財計画では81.0%）となっている。
- ・ 地方交付税は、税収の伸び等により6.4%の減（地財計画では4.4%）となっている。なお、地方交付税に臨時財政対策債を加えた額は6.9%の減（地財計画では5.2%）となっている。
- ・ 地方債は、地方債計画における臨時財政対策債の抑制により6.9%の減（地財計画では10.8%）となっている。なお、臨時財政対策債以外の地方債は、減税補てん債の廃止等により、5.4%の減（地財計画では11.2%）となっている。
- ・ 繰入金は16.6%の減（昨年度は22.4%の減）となっているが、依然、基金を取り崩して財源不足に対応する状況が続いている。なお、全体の約32%に相当する13団体において基金取崩額が増加している。

### 【歳入の状況】

（単位：百万円，%）

	H18 予算額	H19			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	374,318	412,371	38,053	10.2	46.6
地方譲与税	36,120	16,004	20,116	55.7	1.8
各種交付金	38,729	40,649	1,920	5.0	4.6
地方特例交付金	9,550	2,918	6,632	69.4	0.3
地方交付税	130,542	122,247	8,295	6.4	13.8
分担金・負担金	12,572	12,817	245	1.9	1.4
使用料・手数料	19,799	19,538	261	1.3	2.2
国庫支出金	69,484	69,313	171	0.2	7.8
県支出金	39,379	42,231	2,852	7.2	4.8
繰入金	37,670	31,405	6,265	16.6	3.6
繰越金	11,780	11,961	181	1.5	1.4
地方債	77,549	72,209	5,340	6.9	8.2
うち臨時財政対策債	28,064	25,414	2,650	9.4	2.9
その他	28,989	30,812	1,823	6.3	3.5
合計	886,481	884,475	2,006	0.2	100.0

### （参考）

（単位：百万円，%）

	H18 予算額	H19			
		予算額	増減額	増減率	構成比
地方税 + 交付税 + 臨財債	532,924	560,032	27,108	5.1	63.3
交付税 + 臨財債	158,606	147,661	10,945	6.9	16.7
地方債（臨財債除き）	49,485	46,795	2,690	5.4	5.3

臨時財政対策債（臨財債）とは、地方一般財源の不足に対処するために発行される特例地方債（赤字地方債）である。

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税（21.4%の増）・・・所得税から住民税への税源移譲や定率減税の廃止等による個人分の増及び企業の業績回復による法人分の増等（地財計画では+22.1%）
- ・ 固定資産税（2.0%の増）・・・新築家屋の増等（地財計画では+2.2%）

（地方税の内訳）

（単位：百万円，%）

		H 1 8 予算額	H 1 9			
			予算額	増減額	増減率	構成比
普 通 税	市町村民税	153,104	185,912	32,808	21.4	45.1
	個人均等割	3,567	3,738	171	4.8	0.9
	所得割	108,380	137,452	29,072	26.8	33.3
	法人均等割	8,370	8,482	112	1.3	2.1
	法人税割	32,787	36,240	3,453	10.5	8.8
	固定資産税	183,078	186,659	3,581	2.0	45.3
	純固定資産税	181,696	184,874	3,178	1.7	44.8
	土地	61,062	62,287	1,225	2.0	15.1
	家屋	79,131	81,069	1,938	2.4	19.7
	償却資産	41,503	41,518	15	0.0	10.1
	交付金・納付金	1,382	1,785	403	29.2	0.4
	軽自動車税	3,922	4,092	170	4.3	1.0
	市町村たばこ税	19,343	19,320	23	0.1	4.7
	鉱産税	2	3	1	50.0	0.0
	特別土地保有税	11	8	3	27.3	0.0
小 計	359,460	395,994	36,534	10.2	96.0	
目 的 税	入湯税	412	409	3	0.7	0.1
	都市計画税	14,446	15,968	1,522	10.5	3.9
	小 計	14,858	16,377	1,519	10.2	4.0
合 計		374,318	412,371	38,053	10.2	100.0
（参考）国保税（料）		92,336	89,827	2,509	2.7	-

### 3 主な歳出（総合予算編成団体）

- ・ 義務的経費のうち、人件費については、行財政改革による職員数の減等により、2.9%の減となっている。  
 社会保障関係経費である扶助費については、児童手当、児童扶養手当及び生活保護費の増等により、3.6%の増となっている。
- ・ 投資的経費は、対前年度比で2.3%の減（地財計画では9.8%）の11年連続の減となっている。交付税等の減収等に対応するため、実施事業を厳選・抑制している厳しい財政事情が窺える。なお、ピークである平成5年度（263,040百万円）に比べて4割以下の水準となっている。
- ・ その他の経費のうち、積立金については、主に、合併特例債を原資とした合併特例基金への積立の減等により、42.1%の減となっている。  
 繰出金については、国民健康保険、介護保険、老人保健特別会計への繰出が増加したことにより、0.6%の増となっている。

#### 【歳出の状況】

（単位：百万円，％）

	H 1 8 予算額	H 1 9			
		予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	427,650	426,890	760	0.2	48.3
人件費	207,486	201,510	5,976	2.9	22.8
扶助費	111,930	115,975	4,045	3.6	13.1
公債費	108,234	109,405	1,171	1.1	12.4
投資的経費	106,436	104,000	2,436	2.3	11.8
うち普通建設事業費	106,426	103,925	2,501	2.3	11.7
補助事業費	33,295	36,965	3,670	11.0	4.2
単独事業費	73,131	66,960	6,171	8.4	7.6
その他の経費	352,395	353,585	1,190	0.3	40.0
うち物件費	131,822	132,420	598	0.5	15.0
うち補助費等	93,702	92,602	1,100	1.2	10.5
うち積立金	8,251	4,775	3,476	42.1	0.5
うち繰出金	99,098	99,699	601	0.6	11.3
合 計	886481	884,475	2,006	0.2	100.0

#### 4 基金の状況（総合予算編成団体）

- ・ 基金残高合計は、147,386百万円と前年度（平成18年度）末残高（見込み）から24,507百万円の減（14.3%）となっている。
- ・ 財政調整基金は33団体（全体の80.5%）が減少。
- ・ 減債基金は26団体（全体の63.4%）が減少。
- ・ その他特定目的基金は26団体（全体の63.4%）が減少。
- ・ 基金合計では34団体（全体の82.9%）が減少。

#### 【基金の状況】

（単位：百万円）

	H17 決算 現在高	H18 決算見込み			H19 当初予算			差 引 B - A
		積立額	取崩額	見込額 A	積立額	取崩額	見込額 B	
財 調	50,057	11,768	7,259	54,566	1,114	13,459	42,221	12,345
減 債	31,001	3,717	2,310	32,408	832	8,392	24,848	7,560
特 目	83,571	9,863	8,515	84,919	3,608	8,210	80,317	4,602
合 計	164,629	25,348	18,084	171,893	5,554	30,061	147,386	24,507

#### 5 まとめ

平成19年度地方財政計画においては、「基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）等に沿って歳出全般にわたり見直しが行われ、臨時財政対策債を含む地方交付税総額は5.2%と削減され、今後もこのような抑制基調が続くことが想定される。

国の三位一体の改革における地方交付税の削減、並びに税収等の大幅増が見込めない厳しい経済・財政状況の下、収支不足を基金の取崩しにより補てんする状況が続いている一方で、扶助費をはじめとした義務的経費は今後とも増加していくことが予想され、このままでは財政構造の硬直化がより一層深刻化し、投資的経費の抑制等をはじめ、予算編成がますます困難となることが懸念される。

以上のような厳しい状況にあることを踏まえ、歳出面では、予算執行段階における厳しい節減を行うとともに、予算編成に当たっては徹底した行財政改革の推進による各種施策の優先順位について厳しく選択を進めていくなどの歳出削減等、また、歳入面では、税の徴収率の向上や使用料・手数料の適正化等の自主財源の確保に努める等、財政体質の健全化を早急に進めていく必要がある。

# 用語の解説

## 総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

## 暫定予算

予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，新たに地方公共団体が設置された場合，その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして，一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

## 骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により，政策的経費等の予算計上を避け，人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり，一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

## 地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- 地方交付税制度とのかかわりにおける地方財源の保障を行う
- 地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- 個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

## 普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，老人保健医療事業，介護保険事業，収益事業，公益質屋事業，農業共済事業，交通災害共済事業及び公立大学附属病院事業等に係る会計の総称。

## 《歳入》

### 一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金などをいう。

### 国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

### 都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

### 地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

## 普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり，94%相当額が普通交付税，6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが，特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

## 地方譲与税

国税として徴収し，そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて，課税の便宜その他の事情から，徴収事務を国が代行している。具体的には，地方道路譲与税，石油ガス譲与税，自動車重量譲与税等がある。

平成15年度から三位一体の改革による税源移譲を実施するまでの間の暫定措置として導入された所得譲与税については平成18年度をもって廃止された。

## 地方特例交付金

恒久的な減税に伴う地方税の減収の一部を補てんするため，平成11年度から地方税の代替的性格を有する財源として創設されたものであり，抜本的な税制改正が行われるまでの時限的な交付金。

## 地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって，その返済が一会計年度を越えて行われるものをいう。

## 減税補てん債

個人住民税等に係る税制改正に伴う地方公共団体の減収額を補てんするために発行することとされた地方債であり，平成18年度をもって廃止された。

## 臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり，地方交付税の振替えとしての性格を持ち，一般財源と同様に活用できる。

## 《歳出》

### 義務的経費

職員の給与等の人件費，生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など，地方公共団体の歳出のうち，その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

### 投資的経費

道路，橋りょう，公園，学校，公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり，普通建設事業費，災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

### 補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

### 単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに，独自の経費で任意に実施する事業。

## 《基金》

### 財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

### 減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。